

2019年12月24日

東京証券取引所 上場部 御中

## 「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」の意見

株式会社ストラテジックキャピタル

弊社は、金融商品取引法に基づき登録を行っている投資運用業者です。上場子会社のガバナンス向上等について、意見を申し述べます。

### 記

#### 意見①：独立役員の独立性に係る判断基準

(1) 独立性の判断基準として、会社と議決権比率 10%以上の支配又は被支配の関係にある個人及びその親族、会社と議決権比率 10%以上の支配又は被支配の関係にある法人に所属し又は所属していた者及びこれらの者の親族、並びに会社が保有する政策保有株式の発行会社に所属し又は所属していた者のいずれかに該当しない旨を追加、そして、(2) 基準の強化内容として挙げられている「過去 10 年以内」という年限の撤廃、をお願いしたいと存じます。

理由：

(1) は、会社の 10%以上の議決権を有する大株主は少数株主と利益相反となる可能性があること、また、会社に 10%以上保有されている会社及び会社が保有する政策保有株式の発行会社は、その多くが無条件に会社の現経営陣を支持する株主であるため、経営に規律を求める少数株主の利益が保護されない可能性があること、が理由です。また、独立社外取締役が(2)の年限を満たしていても、以下の通り、被買収の場面などに関する取締役会の審議及び決議に参加しないこと、特別委員会の委員とはならないこと等が実務上の慣行となっています。

- ◆ 株式会社創通の独立社外取締役<sup>1</sup>：持株比率 49%の筆頭株主の長男であること

---

<sup>1</sup> <http://www.sotsu-co.jp/news/公開買付けに関する意見表明のお知らせ.pdf>

- ◆ 図書印刷株式会社の独立社外取締役<sup>2</sup>：親会社である凸版印刷株式会社において20年以上前に勤務していたこと

独立社外取締役としての責務を全うできる人物が独立役員として届け出られるよう、実務上求められている独立性と同水準の基準を設けていただきたいと思います。

#### 意見②：グループ経営の考え方等の開示

親会社が、上場子会社を有することで、親会社及び上場子会社の両社の企業価値が向上する理由、及び上場子会社の少数株主の利益保護の仕組みを開示していただきたいと思います。

理由：

弊社は、趣旨として挙げられている「親会社を有する上場子会社に対して適切な投資判断を行えるように情報開示の充実を図る」ために、必要な情報開示を追加していただきたいと思います。

本来、企業価値の向上が期待できる子会社については親会社が100%の議決権を保有しておくことが親会社株主の利益にかなうことであるため、親会社が子会社を上場させる方が親会社株主及び子会社の少数株主の双方にとってメリットがある理由が説明されるべきであります。そして親会社の資産である上場子会社株式の価値を維持向上させるという責任をどのように果たしていくのか、親会社として開示していただきたいと思います。

また、大株主である親会社と上場子会社の少数株主との潜在的な利益相反に鑑み、少数株主の利益保護がどのように担保されているのか投資家に開示される必要があります。

以 上

---

<sup>2</sup> <https://www.tosho.co.jp/files/9715/5798/8801/凸版印刷株式会社による図書印刷株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ.pdf>